

新旧対照表

○神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則

新	旧
<p>第1条～第12条 (略) (新築等の完了の届出) 第13条 条例第22条に規定する規則で定める日は、当該建築物温暖化対策計画書に係る建築物に関し建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証(第3項において単に「検査済証」という。)の交付を受けた日(これにより難いと認められる場合にあつては、知事が指定する日)の翌日から起算して15日を経過した日とする。 2・3 (略) 第14条～第39条 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略) (新築等の完了の届出) 第13条 条例第22条に規定する規則で定める日は、当該建築物温暖化対策計画書に係る建築物に関し建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証(第3項において単に「検査済証」という。)の交付を受けた日(これにより難いと認められる場合にあつては、知事が指定する日)の翌日から起算して15日を経過した日とする。 2・3 (略) 第14条～第39条 (略)</p>